

広島県告示第二百八十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
五三	廿日市市大野字鴉ヶ岡一二七一五番六の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号